

## 根室市条例第15号

### 根室市思いをつたえる手話言語条例

#### (前 文)

すべての人が、相互に意思を伝えあい、心を通わせ、理解しあい、信頼関係を築きながら住みなれた地域で心豊かに暮らす地域社会の実現は、市民の願いです。

言語は、人が様々なことを思考し、その考えや意思を相手に伝え、相手の考えや意思を理解して円滑な社会生活を営む上で必要な意思伝達手段であり、社会生活や文化的活動に必要な不可欠なものです。

手話は、音声と異なり手指や身体の動き、表情を使って視覚的に表現する独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、ろう者は、手話を聞こえる人たちの音声言語と同様に生きるために必要な言語として、大切に育んできました。

しかしながら、過去には、ろう教育において手話の使用が禁止され、読話と発音訓練を中心とする口話法が用いられるようになり、ろう者は様々な場面で不便や不安を感じながら生活せざるを得なく、ろう者の尊厳は著しく傷つけられながらも、手話に誇りを持ち、その理解と普及に取り組んできました。

こうした中、平成23年に成立した「障害者基本法の一部を改正する法律」で「手話は言語である」と定められるとともに、平成26年には「障害者の権利に関する条約」に批准しましたが、手話が日常の様々な場面で広く普及し、手話を必要とする人が不便や不安を感じることなく、安心して暮らすことのできる社会の実現に至っていない実態であります。

このような状況に鑑み根室市は、手話が思いをつたえる言語であることへの理解と手話の普及に努めるとともに、手話がろう者とろう者以外の者の懸け橋となり、市民一人ひとりが支えあう意識を高め、互いに人格と個性を尊重しあい共生する地域社会を実現するため、この条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、手話が思いをつたえる言語（以下「手話言語」という。）であるとの認識に基づき、市民の手話言語に関する理解の促進及び普及に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策を総合的かつ計画的に推進することで、誰もが支えあう意識を高めあい、すべての市民が互いを理解し共生する地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を言語として日常生活及び社会生活を営む聴覚障がい者をいう。
- (2) 市民 本市に住所を有する者並びに市内で働く者及び学ぶ者をいう。
- (3) 事業者 本市に事務所又は事業所を有し、事業を行う法人その他団体又は個人をいう。

(基本理念)

第3条 手話言語及びろう者に対する理解の促進並びに手話言語の普及についての施策は、ろう者とろう者以外の者が互いに人格及び個性を尊重しあうことを基本として行わなければならない。

2 手話言語及びろう者に対する理解の促進並びに手話言語の普及に当たっては、ろう者の手話言語による意思疎通を円滑に図る権利が尊重されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話言語及びろう者に対する理解の促進並びに手話言語の普及を図るため、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき手話言語に関する理解を深め、手話言語に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき手話言語に関する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努め、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境の整備に対し合理的な配慮に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話言語及びろう者に対する理解の促進並びに手話言語の普及に関する施策
- (2) 手話言語による情報の発信及び取得に関する施策
- (3) 手話言語による意思疎通支援に関する施策
- (4) 手話言語を学ぶ機会の提供及び手話通訳者等の養成に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項に規定する施策を推進するにあたり必要な場合は、ろう者をはじめその他の関係者から意見を聴くための協議の場を設けるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話言語に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。